

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 案	現 行
（控除すべき固定資産等） 第百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。 一〇五 （略） 六 次条第一項第一号に規定する保有する有価証券等（前各号に掲げるものを除く。）のうち、その価格の変動その他の理由により発生し得る危険が相当程度高いものとして金融庁長官が定めるものの 2〇8 （略）	（控除すべき固定資産等） 第百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。 一〇五 （略） （新設） 2〇8 （略）